

冬道の安全運転 1・2・3 運動

【期間 12月1日～2月28日（3か月間）】

～ 1割のスピードダウン 2倍の車間距離 3分早めの出発 ～

1 目的

冬道では、積雪、凍結による滑走事故の多発が懸念されることから、安全な速度、車間距離の保持、早めの出発を实践・習慣化するための広報啓発を図る。

2 運動の重点

- (1) 「冬道の安全運転 1・2・3 運動」の周知と実践
- (2) 「滑走事故防止 3 原則」の周知と実践

3 実施事項

運転者は

- (1) 「冬道の安全運転 1・2・3 運動」（注 14）を実践しよう。
- (2) 車の運行前点検を確実に励行するとともに、早めにスタッドレスタイヤに交換し、タイヤチェーンを携行しよう。
- (3) 「滑走事故防止 3 原則」（注 15）を実践しよう。
- (4) 積雪・凍結路面では、安全な速度で走行し、他の車両の動きに注意するなど、防衛運転に努めよう。
- (5) 黒く見える凍結路面（ブラックアイスバーン）や、気象状況によっては急に猛吹雪や地吹雪が発生し視界が悪くなる場合（いわゆるホワイトアウト）もあることに注意しよう。
- (6) 凍結、滑走が予想される橋梁上、トンネル出口、カーブ、交差点、日陰部分などでは、手前で十分減速するほか、天候や路面状況を的確に把握して安全な速度で走行しよう。
- (7) 積雪、凍結時は、事故防止のため、自転車や二輪車の利用を自粛しよう。
- (8) 歩行者や自転車の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止などの運転を励行しよう。

歩行者は

- (1) 道路横断時の安全確認を徹底しよう。
- (2) 道路を横断する際は信号に従い、横断歩道等を利用しよう。
- (3) 積雪、凍結のため、車両が滑走してくる場合もあるので注意するとともに、積雪等で歩道が歩きにくい場合でも、車道を歩くのはやめよう。

地域・家庭では

- (1) 外出時には、交通安全について声掛けを励行しよう。
- (2) 道路に不必要な水や除雪した雪をまくのはやめよう。
- (3) 路面凍結箇所等について、地域で情報交換するとともに、融雪剤置場設置など必要な安全対策と冬道の情報提供について関係機関に働き掛けよう。
- (4) 積雪、凍結時及び夜間は、事故防止のため自転車や二輪車の利用を自粛しよう。

職域では

- (1) ヒヤリハット体験発表会等を通じて、「凍結危険箇所マップ」等を作成するなど、職域での情報交換をしよう。
- (2) 各種交通安全研修会を開催するなど、冬道の安全運転や夕暮れ時から夜間の時間帯における交通事故防止意識の向上を図りよう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページや SNS 等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しよう。
- (2) 自動車販売・整備等に関わる企業・団体は、スキッドコース等を活用した実技講習会を開催するなど、滑走事故防止の運転技能向上を支援しよう。
- (3) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、除雪・融雪及び予告板による情報提供等、滑走事故防止対策を推進しよう。

注 14 冬道の安全運転 1・2・3 運動

- 1 割スピードダウンしよう
- 2 倍の車間距離をとろう
- 3 分早めに出発しよう

注 15 滑走事故防止 3 原則

- ① 急ブレーキをかけない
- ② 急ハンドルを切らない
- ③ 急加速しない